

## 2019 刈谷桜まつり商店街連盟加盟店募集要項

### 1 出店概要

#### (1) 場 所

亀城公園・洲原公園 (別紙参照) ※設営状況等により変更する場合があります。

#### (2) 期 間

平成31年3月24日(日)から4月6日(土)まで <14日間>

午前9時00分から午後9時00分まで

※桜の開花状況により変更する場合があります。

#### (3) 来場者数

約108,515人(平成30年)

#### (4) 主 催

刈谷市観光協会

#### (5) 内 容

飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。

なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可の受けられる露店品目に限ります。

#### (6) 対 象 者

刈谷市商店街連盟加盟店、かつ、刈谷市観光協会会員

ただし、申し込み時点で上記条件を満たしていることとします。

#### (7) 出店スペース

亀城公園 スペース・・・最大 幅27m+15m×奥行3.6m 以内

【参考】平成30年 10店舗

電気・・・・・・・・7KW(100V) 以内

洲原公園 スペース・・・最大 幅3.6m×奥行2.7m×2箇所 以内

※公園の改修により出店場所及びスペースの大きさが昨年度から変更されております。

【参考】平成30年 3店舗

電気・・・・・・・・1.5KW(100V) 以内

#### (8) 出店料・出店事務手数料

44,000円/店舗

(内訳：公園使用料・電気設備負担費 1日 3,000円×14日間、

事務手数料 2,000円/店舗)

※桜まつり開催期間決定後(3月初頃予定)、金額を確定します。

※出店料計算における日数は、桜まつり開催期間です。実際の出店日数ではありません。

#### (9) 発電機

・発電機の持ち込み及び使用は禁止します。

・電源は商店街連盟事務局にて一括管理します。

(全店舗の合計で、亀城公園は7KW、洲原公園は1.5KW以内でお願いします。)

※火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。

#### (10) その他

・テントブースの設置は、主催者では行いません。

- ・出店に必要なテント等の設備や、テント内における机・イス等の備品等は、各自で手配してください（費用は出店者負担）。
  - ・各店舗の前にゴミ箱を設置してください。また、ゴミ箱のゴミは、各店舗でお持ち帰りください（費用は出店者負担）。
  - ・亀城公園の出店については、体育館施設の水道を使用しないでください。
  - ・出店中の品目変更等はできません。また、申し込み後に出店品目に変更がある場合は、必ず刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ連絡してください。
- ※ただし、出店品目の変更は平成31年3月6日（水）出店者説明会終了後まで可能です。  
それ以降の変更は認められませんのでご注意ください。
- ・看板等を見やすい位置に設置してください。
  - ・移動販売車の出店はご遠慮ください。

#### (11) 申込方法

「桜まつり出店申込書」に必要事項をご記入のうえ、あきんどぷら座事務局へ直接お持ちください。

※「桜まつり出店申込書」は、あきんどぷら座事務局にて配布します。

#### (12) 申込期限

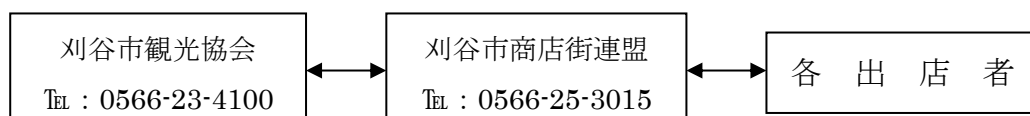
平成31年2月8日（金）午後4時まで

#### (13) 添付書類（飲食物販売の場合）

- ・「食品営業許可証」の写し及び申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を、申し込み時に提出してください。なお、申請手続きの費用は出店者負担となります。
- ・新規に許可証を取得する場合は、平成31年3月6日（水）に開催する出店者説明会までに、刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで提出してください（FAX又は郵送可）。
- ・提出のない事業者は、出店をお断りする場合があります。
- ・営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

## 2 連絡網について

桜まつり開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際には、下記の連絡網のとおり連絡をお願いします。



## 3 注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者は会場内に常駐してください。
- (2) 展示及び物販は、自社ブース内に限定します。園内施設での広告・宣伝・販売などの行為は行わないでください。
- (3) 開催期間中、荒天の場合、主催者判断で出店の取りやめをお願いすることがありますのでご了承ください。
- (4) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で使用した油の缶、ダンボール、使用済み油、生ゴミ、その他のゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合、処理費を請

求させていただきます。

- (5) 出店場所を油などで汚さないようお願いします。万が一、汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いします。ひどい汚れや清掃がなされていない場合などは、清掃費用の請求や次年度以降の出店をお断りする場合があります。
- (6) 営業終了は午後9時00分、撤退完了は午後10時00分までをお願いします。時間厳守にご協力をお願いします。
- (7) 出店にかかる事故・盗難等については、主催者は責任を負いませんので、夜間等も含め出店者の備品及び貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (8) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与することはできません。
- (9) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合、出店をお断りする場合があります。
- (10) 射幸心を煽るものや「くじ」の類は全面禁止です。それらを行っていた場合、当日でも出店をお断りするか撤収していただきます。

※禁止事例

- ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
  - ・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
  - ・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろう。など
- (11) 商標登録されているものを許可なく使用することは、商標権の侵害に当たりますので注意してください。
  - (12) 別添「火気取扱い注意事項」に違反した場合は、当日でも出店をお断りするか撤収していただきます。
  - (13) 万が一、出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。主催者は一切責任を負いません。
  - (14) 上記(9)、(10)及び(12)に該当した場合の出店料については返金しません。

#### 4 出店者勉強会兼説明会

(1) 開催日

出店者に対する勉強会及び研究会は、以下の日程により開催しますので、**必ず現場の責任者の出席をお願いします。時間厳守でお願いします。**

ア 日 時 平成31年3月6日(水)午後2時00分から

イ 場 所 刈谷市役所 7階 702会議室

(2) その他

- ・ 説明会にて出店料等を徴収しますので、お釣りのない様にご準備をお願いします。
- ・ 出店取りやめの場合は、平成31年3月18日(月)までに申し出があれば出店料を返還します。それ以後の申し出は、準備の都合上、返還いたしません。
- ・ 本要項とは別に、説明会の案内はしませんので、上記日程に必ず出席をお願いします。
- ・ 勉強会については、刈谷市商店街連盟露店営業研究会主催にて開催します。

## 5 出店時について

食品を販売される事業者は、出店当日「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする場合があります。

## 6 荷物等の搬入・搬出について

- ・搬入・搬出車両は、所定の駐車場に駐車し、次の時間帯は、路上はもとより公園内に車両を乗り入れないでください。

※追加搬入のためのポンプ場北側スペースへの一時停車を除く（金土日限定）。

- ・乗り入れ禁止時間帯：午前9時00分～午後9時00分（平日・土日同様）
- ・芝生内は、終日車両の乗り入れは不可となります。
- ・所定の駐車場への駐車は、1店舗につき1台までとしてください。
- ・駐車場の場所は、出店者説明会の際にお伝えします。

## 7 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどふら座事務局

〒448-8501 刈谷市広小路5丁目46番地

電話 0566-25-3015、FAX 0566-25-3035

■ 定休日 土・日・祝日 ■ 営業時間 午前9時00分～午後4時00分

(桜まつり全体) 刈谷市観光協会（刈谷市役所文化観光課内）

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566-23-4100（土日除く）、FAX 0566-27-9652